

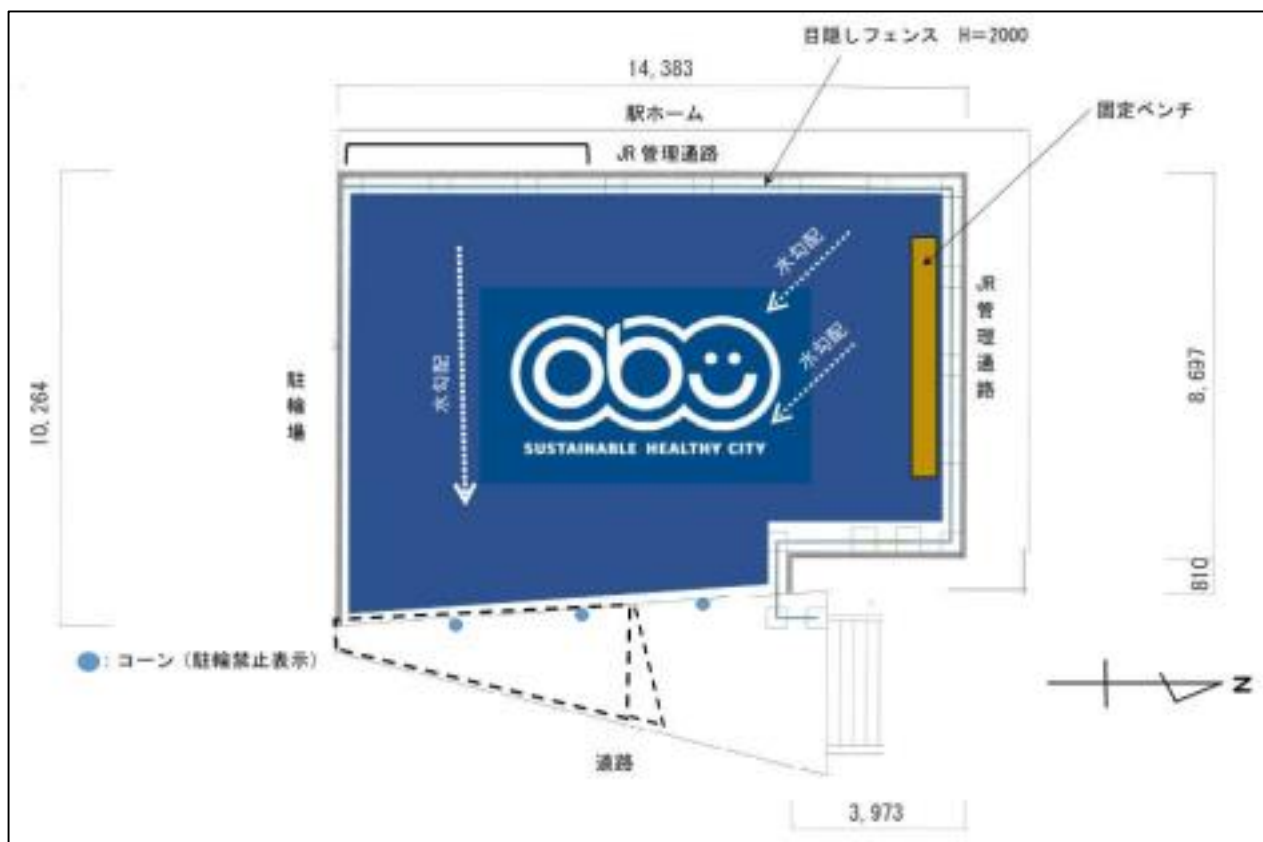
【憩いの場】

大府駅東口多目的スペース

「占用利用ブック(利用規約)」

一般募集用

実証期間 2025/10/15(水)～12/21(日)



v1_20250924

1. 多目的スペース「憩いの場」の基本情報

- 名称 大府駅東口多目的スペース「憩いの場」
- 所在地 大府市中央町三丁目 278-2
- 面積 約 146 m²
- 利用時間 午前7時から午後8時
①午前7時～午前10時、②午前10時～午後3時、③午後3時～午後8時
※①の区分では、音の出る行為(演奏、歌、スケートボード含む)は不可
- その他 照明・電源はありません。(発電機の持ち込み可能。)
備品の貸出はありません。(スペースのみの貸出です。)
- 利用例



2. できること

- ・営利・非営利を問わず特定の目的で利用する場合(占有利用)は、利用申請をしてください。
- ・営利利用とは、参加費、会費等の徴収、商品の販売その他金銭の授受を伴う利用のことをいい、非営利利用とは、それ以外のものをいいます。
- ・「占有(せんよう)」とは、公共の空間に、工作物や施設を設置し、独占的・継続的に使用することです。

【利用例】

イベント・プロモーション系 ・イベントの開催 (マルシェ、フリーマーケット) ・観光 PR (観光地や地域特産品の紹介ブース) ・企業のプロモーション活動 (サンプリング、展示) ・音楽ライブ ・キッチンカーの出店 ・季節ごとの催し (クリスマス、ハロウィン装飾) ・移動式美術展や写真展の開催 ・新商品の体験イベント ・街頭アンケート調査 ・移動動物園(ミニふれあい動物体験) ・コスプレイベントの集合場所・展示 ・スポーツ体験コーナー (スケボー体験、バスケゴール設置) ・スタンプラリー、ウォーキング大会の拠点 ・移動カフェ(コーヒートラック)	地域交流・市民活動系 ・市民団体や NPO の広報活動 ・地域防災訓練 ・移動図書館 ・ボランティア募集や啓発活動 ・献血車の設置 ・地域住民による朝市や青空市 ・こども向けワークショップや縁日
	健康・福祉系 ・朝ヨガやストレッチイベント ・ウォーキングイベントの出発・ゴール地点 ・介護・健康関連のブース出展 ・マッサージ体験・健康測定会
	芸術・文化発信系 ・ストリートパフォーマンス(大道芸、演劇) ・映画の屋外上映会(夕方～夜) ・地元アーティストの作品展示 ・伝統芸能の実演(和太鼓、獅子舞など) ・学生による合唱・吹奏楽の演奏会

3. できないこと

市民の皆さんにとって、より良い多目的スペースとするために、以下のルールを守っていただきますようお願いいたします。

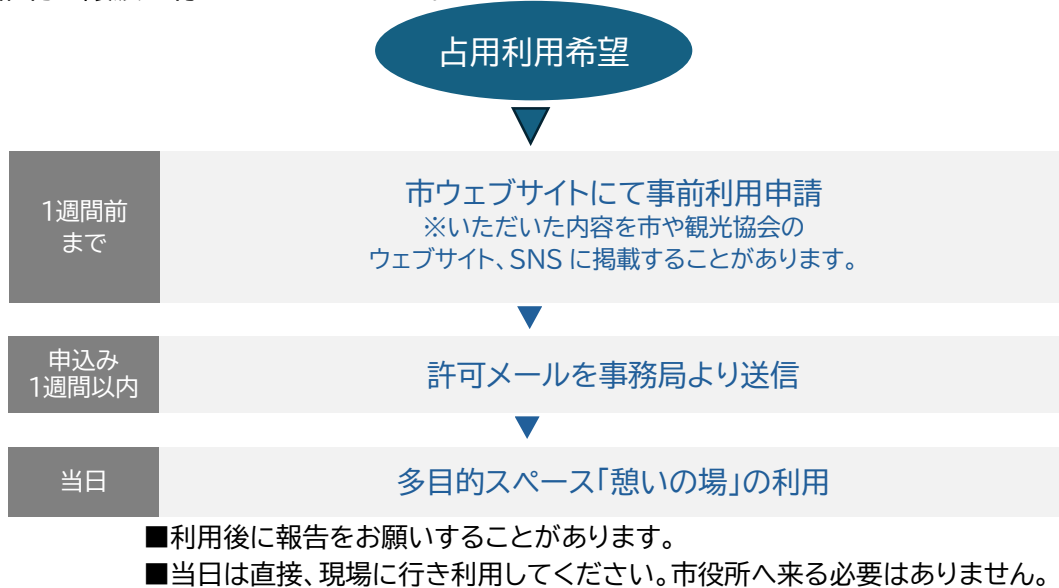
※許可を受けたイベント活動においては、実施することができます。

※申請が必要かわからない場合は、事務局までお問い合わせください。

【火を起すこと】 火を使用する行為(ただしキッチンカー内を除く)	【喫煙すること】 紙たばこ、電子タバコなどの喫煙行為	【電車への影響が懸念されること】 物が飛ばされる、大音量による影響などの電車への、迷惑行為
【ゴミを捨てること】 ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は悪臭を発生させる行為	【危険を生じる行為をすること】 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為	【他人の迷惑になること】 騒音又は大声を発する、暴力をふるう、その他、他人の迷惑になる行為
【許可なく物売ることを】 許可なく物品その他の物を販売する、若しくは販売させる、又は金品の寄附募集等の行為	【許可なく宣伝をすること】 許可なく広告物又はこれに類する物を表示、配布し、又は散布する行為	【暴力団関係者が利用すること】 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。))及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらの者を「暴力団関係者」という。))による利用・暴力団関係者の利益になる活動

4. 申請方法・利用までの流れ

許可をいただいた活動は、以下の流れで実施に至ります。活動を考えている方は、事務局までお問い合わせください。お申し込み受付は、利用日から1週間前までとなります。利用許可を受けた目的以外で利用し、その一部または全部について、第三者への転貸または権利の譲渡を行わないでください。



5. その他、必要な申請や届出

活動の内容によっては、関係機関への申請や届出が必要な場合があります。申請者は、活動の実施までに申請・届出を済ませてください。

なお、主な窓口は以下のとおりです。

【関係機関の主な窓口】

活動の内容	申請・届出内容	申請先	申請に要する標準時間
食品を提供する活動 (商業活動とみなされる活動)	営業許可申請	知多保健所	2～3週間
食品を提供する活動 (商業活動とみなされない場合)	臨時出店届	0562-32-6211	2～3週間
酒類の販売 (開催期間が7日以内の場合)	期限付酒類小売業 免許届出	半田税務署 0569-21-3141	10日前に要届出
火気器具等を使用する露店や 屋台などの開設 (不特定多数の人が参加するイベント)	露店等の開設届出	大府市消防本部 予防課 0562-47-2208	即日交付 (届出のため)
歩道や周辺道路へ 影響が考えられる活動	事前相談	東海警察署 0562-33-0110 大府市建設総務課 0562-45-6232 JR 大府駅 直接窓口へ	

※内容の詳細は、各関係機関にお問い合わせください。

6. 約束ごと(申請前にご一読下さい)

許可されたイベント活動等を行う際や多目的スペース「憩いの場」を利用する皆さんには、以下に示す項目を守っていただきますようお願いいたします。

申請者の責務

- イベントに関わる苦情などが出た場合は、申請者が責任を持って対応するものとします。苦情などが出た場合には、やむを得ず中止などの対応を求める場合があります。
- イベント中に事故及び持ち込み品の盗難、破損、紛失等が発生した場合は、申請者が責任を持って対応するものとし、人的、物的損害に係る賠償責任は申請者の負担となります。
- 当スペースの付属品等の故障により申請者の初期の目的が達成されない場合であっても、損失補償はいたしませんのでご了承ください。
- イベント当日に許可された行為以外の行為をしている場合は、利用許可を取り消す場合があります。この場合、利用許可を受けた者に損害が生じてても多目的スペース「憩いの場」はその補償の責任を負いません。
- イベント当日のスムーズな運営のため、来場者や関係者からの問い合わせに対応する担当者を決めてください。
- イベント業者に運営を丸投げして責任者が全体を掌握せず、当日のトラブルや指導に適切に対処しないような場合、途中で中止を求める場合があります。また、次回以降の利用をお断りします。
- 施設・設備等に損傷や汚損が生じた場合には、申請者の責任において原状回復を行うものとします。
- 申請者が持ち込んだ機材や備品等は、申請者の責任で管理するものとします。
- 強風などの天候により、機材や備品、チラシなどが飛ばされないよう、重しを置く・しっかり固定するなどの対策を必ず行ってください。特に、物が飛ばされて JR 東海道線に影響を及ぼした場合は、大きな責任問題となる可能性があります。

利用可能日及び利用可能時間

- 2025/10/15(水)～12/21(日) 午前7時～午後8時
ただし、改修などにより、利用できない場合はこの限りではありません。
また、実証期間後の利用予約については、未定です。
- 上記時間内で、準備・撤収を完了してください。
ただし、時間を超える可能性がある場合、申込段階で事務局と協議をお願いします。
- 午前7時から午前10時まで、音の出る行為は(演奏、歌、スケートボードを含む)禁止です。

禁煙

- 多目的スペース「憩いの場」は全面禁煙です。

会場清掃とごみの処理

- 多目的スペース「憩いの場」に備え付けのごみ箱はありません。
- 周辺施設への影響に配慮し、占用行為で発生したごみは、申請者の責任で回収し、当日に持ち帰ってください。また、飲食物販で発生する来場者へ渡した容器なども、専用のごみ箱を設置するなど、ごみ回収を徹底してください。
- 実施内容に応じて、使用区域に留まらず、全体及び周辺の清掃を行ってください。

車両の乗り入れ

- 搬入出に伴う多目的スペースへの車両の乗り入れは、可能です。
- 車両搬入出の際は、歩行者の安全に十分に配慮してください。

周辺への駐停車・駐輪

- 多目的スペース専用の駐車場はありません。近隣の駐車場をご利用ください。
- 実施中は、周囲の道路への駐停車をしないように、呼びかけをお願いします。

災害、天候不順などの理由により利用不能となった場合

- 暴風警報、大雨警報、洪水警報、雷警報、濃霧警報等が発令された場合は原則開催を中止してください。

騒音

- 午前7時から午前10時まで、音の出る行為は(演奏、歌、スケートボードを含む)禁止です。
- 音量について、周辺施設・住宅へ十分配慮してください。
なお、クレーム等があった場合、責任をもって真摯に対応してください。
- コンサートや音楽会など、音の出る機器の使用や、音を出すことを目的とするイベントを実施する場合は、JR大府駅に配慮し、事前に通知してください。

火気の取り扱い

- 火気の使用は、原則禁止です。
- ただし、キッチンカー内での利用は可能です。

その他

- 落し物・忘れ物を見つけた場合は、警察署及び最寄りの交番へ届け出てください。
- トイレは多目的スペース内にはございません。必要に応じて、JR 大府駅交番横にある公衆トイレへ誘導してください。
- 壁面に、養生テープなどにてポスター等を掲出することは禁止です。
- この占用利用ブックに記載されてある事項や事務局の指示に従わない場合、次回より利用をお断りする場合がございます。
- 占用利用ブックに定めのない事項に関しては事務局と協議の上、善良に対処してください。
- SNS 等で投稿する場合はハッシュタグ「#JR 大府駅東口多目的スペース・#大府市」をつけて投稿してください。
- 市・市観光協会のウェブサイトや公式SNSにて、申請していただいた内容を告知させていただく場合がございます。
- 利用可と通知した後でも、何かしらの理由で急遽利用不可とさせていただくことがあります。(例:事故、破損、緊急性の高い公共利用など)
- 利用時の状況について、報告をいただくことがあります。

7. お問い合わせ

JR 大府駅東口多目的スペース「憩いの場」に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

【お問い合わせ先】

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地 大府市役所3階

大府市 産業振興部 商工業ウェルネスバレー推進課

JR 大府駅東口多目的スペース「憩いの場」事務局

電話:0562-45-6227 ファクス:0562-47-9996

E-mail:shoko@city.obu.lg.jp

開庁時間:月曜日～金曜日(祝日・12月29日から1月3日を除く)

午前9時00分～午後5時00分

(水曜日は午後7時45分まで、最終受付:午後7時30分)